

その他

歯の健康センター
(無料歯科健診)
のお知らせ



歯や口の健康は、心身の健康や健康寿命の延伸に繋がります。歯や口の健康づくりのため、ぜひお越しください。

時 6月2日(日)

9時30分～12時

※受付 9時15分～11時30分

場 市役所4階 大会議室

対 市内在住の方

内 歯科健康診査・歯科相談・

歯列矯正相談・フッ化物塗布(小学生以下)

料 無料(申込不要)

問 健康課 ☎84-0662

歯周病検診を受けよう



歯周病は自覚症状のないまま進行する感染症で、歯を失う原因の1つです。歯周病予防には、毎日の適切なお口のケアと定期的な歯科健診が重要です。

ぜひこの機会に歯周病検診を受けましょう。

時 6月1日(土)～12月28日(土)
場 市内指定歯科医院
対 市内在住の30・35・40・45・50・55・60・65・70歳(4月1日現在)の方

※対象の方には、5月下旬に郵送で歯周病検診無料受診券をお送りします。

内 問診、口腔内診査、歯周組織検査、歯科保健指導

料 無料

問 健康課 ☎84-0662

電波のルールは必ず守りましょう

6月1日から10日は電波利用環境保護周知啓発強化期間です。電波の利用には、原則、免許が必要です。無線機器の使用には「技適マーク」の確認をしましょう。

※外国規格の無線機器は国内では使用できません。

問 総務省東海総合通信局

◇不法無線局の相談

☎052-971-9107

◇テレビ等の受信障害の相談

☎052-971-9648



【技適マーク】

相続登記の申請が義務化となりました



法改正により、令和6年4

月1日から相続登記の申請が義務化され、相続により不動産の所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならぬこととされました。正当な理由なく義務違反をした場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。なお、令和6年4月1日の施行日前に相続の開始があった場合にも、登記の申請義務は適用されます。詳しくは、法務省のホームページをご確認ください。

◇相続登記について

土地・家屋などの固定資産の納税義務者が亡くなり相続をする際には、法務局にて登記名義人の変更の手続きをする必要があります。また、未登記の家屋がある場合には、併せて表題登記申請が必要となります。

◇申請のご案内

申請窓口は法務局となります。申請にはあらかじめ予

約が必要です。申請に必要な書類のことや、代理人による申請についてもまずは法務局にお問い合わせください。
名古屋法務局(半田支局)
☎21-1095

みんなのひろば

ファミリーコンサート
開催します♪



マーチングバンドによるミュージカルショーを開催!迫力ある舞台へぜひお越しください。

時 5月19日(日)

◇昼の部 14時30分～ ◇夜の部 17時～

場 瀧上工業雁宿ホール 大ホール

料 無料

問 愛町Jrマーチングバンドファミリーコンサート 実行委員会 事務局(伊藤)

☎090-5854-6558

第15回
長修会展記念の開催

時 5月17日(金)～19日(日)

10時～17時(最終日は16時まで)

場 瀧上工業雁宿ホール 講堂

料 無料

問 長修会 代表 田中 修文

☎24-6078

イベント・講座情報募集中!!



申込方法

掲載申請書を企画課へ(FAX・Eメール可)

ページ番号 1003877